

「視力回復」を標榜する商品の販売業者に対する警告について

平成14年6月26日
公正取引委員会

公正取引委員会は、「メガトレ」、「アイ・ドクター」、「アイ・メディック」及び「アイトレ」と称する「視力回復」を標榜するそれぞれの商品の広告表示について調査を行ったところ、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第4条第1号の規定に違反する表示が認められたので、本日までに、当該商品の販売業者5事業者に対し、警告を行った。

1 関係人の概要

番号	事業者名	広告上の販売者名 (商品名)	所在地	代表者
	有限会社平成総合販売センター	平成視力回復センター (メガトレ)	東京都中央区八丁堀 三丁目2番1号	取締役 中嶋 洋
	有限会社共栄視力回復協会	共栄視力回復協会 (メガトレ)	東京都中央区八丁堀 三丁目2番1号	取締役 田中 一成
	有限会社ニホンピケン	国際視力回復臨床研究会 (アイ・ドクター)	埼玉県川越市大字 今福1008番地15	取締役 吉岡 克之
	株式会社ライフメディカル	第一視力回復研究センター (アイ・メディック)	東京都中央区築地 三丁目2番3号	代表取締役 阿部 修三
	全日本視力回復センターこと 沼波厚司	全日本視力回復センター (アイトレ)	愛知県春日井市中町 23番地の7	沼波 厚司

2 警告の概要（表示内容及び調査事実の概要については別表参照）

当委員会は、5事業者に対し、「視力回復」を標榜する商品に関する新聞折り込みチラシにおける下記表示について、一般消費者に誤認されるものであることから、今後このような行為を行わないよう警告を行った。

- (1) 近視、乱視、遠視又は老眼で低下している視力を短期間に著しく回復させるかのように表示
- (2) 低下していた視力を高い率で回復させた事実があるかのように表示
- (3) 多数の者の視力を回復させた事実があるかのように表示
- (4) 視力回復効果に関する架空の調査結果を示したグラフを掲載
- (5) 視力を回復した旨を内容とする架空の体験談を掲載

3 今後の対応等

公正取引委員会としては、今後も「視力回復」を標榜する商品の広告について注視し、景品表示法上問題のある広告が行われた場合には厳正に対処していくこととしている。

なお、都道府県に対し、事案処理の参考として本件処理結果（本発表文）を送付するとともに、本件と同種の問題広告に接した場合には、指導を行うよう依頼した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 景品表示監視室
電話 03-3581-3377~8（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

表示内容及び調査事実の概要

表 示 内 容	調 査 結 果
<p>(1) 近視, 乱視, 遠視又は老眼で低下している視力を短期間に著しく回復させるかのように表示</p> <p>【表示例】</p> <p>(有) 平成総合販売センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1日2回(1回8分)で視力がスピード回復!安全で、手軽な装着であなたの視力を短期間で回復いたします。近視 乱視 老眼 遠視」 ・「見えた!!1~2週間で効果を実感!」 ・「数十年の近視・乱視・遠視・老眼も、確かな科学的理論に裏づけされたメガトレ・トレーニングなら、約2週間で0.1以下から1.0以上に回復!」 <p>(有) 共栄視力回復協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あきらめていませんか?あなたの視力低下。自宅で、数週間で、見違えるほどの視力アップ効果!近視 乱視 老視 遠視 驚異!あらゆる視力低下に安全・確実スピード効果!!」 ・「短期間に1.0以上に!」 <p>(有) ニホンピケン及び (株) ライフメディカル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「30年来の近視も、あきらめていた老眼もわずか数週間で0.1から1.0以上に視力UP!!」 ・「近視 乱視 老眼 遠視 あらゆる視力の悩みに衝撃のスピード効果!」 ・「早い方なら一週間で効果を体感。」 ・「あなたの視力は短期間で確実にグングン回復する!」 <p>全日本視力回復センターこと沼波厚司</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「近視 乱視 老眼 遠視 あらゆる眼の悩みに驚異の実績」 ・「40年来の近視もあきらめていた老眼もわずか 1回6分 数週間で0.1以下から1.0以上に視力アップ!」 ・「アイトレならあなたの視力は確実に回復する!」 	<p>当該「視力回復」を標榜する商品には、近視, 乱視, 遠視及び老眼の各状態において低下している視力を短期間に著しく回復させる効果があるとは認められない。</p>
<p>(2) 低下していた視力を高い率で回復させた事実があるかのように表示</p> <p>【表示例】</p> <p>(有) 平成総合販売センター及び (有) 共栄視力回復協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「臨床データによる視力回復率 97%」 <p>(有) ニホンピケン及び (株) ライフメディカル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「驚異の視力回復実績!!98.2%」 <p>全日本視力回復センターこと沼波厚司</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「回復率98.3%」 ・「使用者の98.3%が効果を実感」 	<p>左記の数値には根拠はなかった。</p>

表 示 内 容	調 査 結 果
<p>(3) 多数の者の視力を回復させた事実があるかのように表示</p> <p>【表示例】</p> <p>(有) 平成総合販売センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「すでに50万人以上の方が、低下した視力を回復！」 <p>(有) ニホンビケン及び (株) ライフメディカル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「50万人を超える実績が証明！」 	<p>左記の数値には根拠はなかった。</p>
<p>(4) 視力回復効果に関する架空の調査結果を示したグラフを掲載</p> <p>【表示例】</p> <p>(有) ニホンビケン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「視力効果発揮時期 3人に1人が2週間以内で効果を発揮」、「500人・視力回復調査の結果、ナント！97%の方に効果あり！」等と記載し、使用者に対する調査結果を「1週間以内9% 2週間以内24% …」、「1.2まで回復11% 1.0まで回復37% …」等とグラフで表示 <p>(株) ライフメディカル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「回復効果発揮時期 3人に1人が2週間以内で効果を発揮」、「500人・視力回復調査の結果、ナント！97%の方に効果あり！」等と記載し、使用者に対する調査結果を「1週間以内9% 2週間以内24% …」、「1.2まで回復11% 1.0まで回復37% …」等とグラフで表示 <p>全日本視力回復センターこと沼波厚司</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アイトレ使用者200人にアンケート ナント 98%の方が視力回復！！」等と記載し、使用者に対する調査結果を「1週間以内5% 2週間以内20% …」、「1.0以上に視力が回復52% …」等とグラフで表示 	<p>使用者に対する調査は行われておらず、掲載したグラフの内容は架空のものであった。</p>
<p>(5) 視力を回復した旨を内容とする架空の体験談を掲載</p> <p>【表示例】</p> <p>(有) 平成総合販売センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「たくさんの喜びの声です。体験者が証明するメガトレの実力」等と記載し、4名の体験談を掲載 <p>(有) 共栄視力回復協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「たくさんの喜びの声です」等と記載し、3名の体験談を掲載 <p>(有) ニホンビケン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「感謝の声が続々！！私たち『アイ・ドクター』で視力を回復しました。」等と記載し、8名の体験談を掲載 <p>(株) ライフメディカル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「感謝の声が続々！！私たち『アイ・メディック』で視力を回復しました。」等と記載し、8名の体験談を掲載 <p>全日本視力回復センターこと沼波厚司</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国から連日届く感謝の報告が続々！！」、「私たち『アイトレ』で視力がアップしました！」等と記載し、7名の体験談を掲載 	<p>掲載した体験談は架空のものであった。</p>

「視力回復」を標榜する商品

メガトレ



アイトレ



アイ・ドクター



アイ・メディック



メガトレ（本文中の「関係人の概要」の 及び の事業者が販売）

ゴーグル型の機器を顔に装着し、「機械内部を移動する光を眼で追う」及び「明暗に眼を慣らす」という2種類の訓練を行うことにより、眼筋を運動させる機器。

アイトレ（本文中の「関係人の概要」の の事業者が販売）

ゴーグル型の機器を顔に装着し、機器内部を不規則に移動する緑色と赤色の光を眼で追い、赤色の光が点滅した時に手元のスイッチを押すと得点が獲得できるゲーム機器。

アイ・ドクター（本文中の「関係人の概要」の の事業者が販売）

ゴーグル型の機器を顔に装着し、機器内部を不規則に移動する光を眼で追うことにより様々な方向に眼を動かし、眼筋を運動させる機器。

アイ・メディック（本文中の「関係人の概要」の の事業者が販売）

アイ・ドクターに同じ

不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの